

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業 運営規程（参考例）

参 考 例	留意事項
<p>〇〇〇運営規程</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規定は、□□□が設置する〇〇〇（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定計画相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）に基づく指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定計画相談支援等の円滑な運営管理を図ることを目的とする。</p> <p>（事業の目的及び運営の方針）</p> <p>第2条 指定計画相談支援等の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。</p> <p>2 指定計画相談支援等の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者若しくは特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>3 事業者は、市町村、障害福祉サービス事業や障害児通所支援事業を行う者、その他の者（以下「関係者」という。）との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。</p> <p>4 事業者は、利用者が指定計画相談支援等を利用することにより、地域の保育、教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めるものとする。</p> <p>5 事業者は、自らその提供する指定計画相談支援等の事業の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>6 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p> <p>7 事業者は、指定計画相談支援等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>8 前七項のほか、障害者総合支援法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容、その他関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●〇〇〇は、事業所の正式名称を記載 ●□□□は、法人名を記載 ●〇〇〇は、事業所の正式名称を記載 ●基準第2条第1項 ●基準第2条第2項 ●基準第2条第3項 ●基準第2条第4項 ●基準第2条第5項 ●基準第2条第6項 ●基準第2条第7項 ●基準第2条第8項 ●基準第2条第9項 ●障害者総合支援法 ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 ●児童福祉法 ●児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
<p>（事業所の名称等）</p> <p>第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>（1）名称 〇〇〇</p> <p>（2）所在地 沖縄県××郡××町××番地 ××ビル××号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●〇〇〇は、事業所の正式名称を記載 ●所在地は、住居表示及びビル名等を正確に記載

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

(ア) 管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

●基準第15条第1項第1号

(イ) 管理者は、従業者の管理、指定計画相談支援等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に、この運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

●基準第18条第1項

●基準第18条第2項

(2) 相談支援専門員 ○人以上

(ア) 相談支援専門員は、地域の障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）との連絡調整（指定計画相談支援等に関するものを除く。）その他の必要な便宜を総合的に供与する。

●障害者総合支援法第5条第19項

(イ) 相談支援専門員は、指定計画相談支援等におけるサービスの支給決定、サービスの支給決定の変更の決定、通所給付決定、通所給付決定の変更の決定、地域相談支援給付決定、地域相談支援給付決定の変更の決定（以下「支給決定等」という。）を受けるための申請に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス、障害児通所支援又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容その他の厚生労働省令及び内閣府令（以下「厚生労働省令等」という。）で定める事項を定めた計画を作成し、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令等で定める事項を記載した計画を作成する。

●障害者総合支援法第5条第22項

●児童福祉法第6条の2の2第8項

(ウ) 相談支援専門員は、利用者等が支給決定等の有効期間内において継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画等が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令等で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定等に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、当該利用者等の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画等の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画等を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜を供与し、新たな支給決定等が必要であると認められる場合においては、当該支給決定等に係る利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行う。

●障害者総合支援法第5条第23項

●児童福祉法第6条の2の2第8項

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。

(2) 営業時間は、午前○時から午後○時までとする。

●営業日及び営業時間は、利用者に対する指定相談支援の提供が可能な時間を記載

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第6条 事業所の相談支援専門員が行う指定計画相談支援等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行う。

●基準第15条第1項第3号

(2) サービス等利用計画等の作成の開始

- (ア) サービス等利用計画等の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにするとともに、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等に加えて、指定障害福祉サービス等以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画等上に位置付けるよう努める。
- (イ) サービス等利用計画等の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等、指定障害児通所支援事業者又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。
- (3) アセスメントの実施
- (ア) 適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。
- (イ) アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うとともに、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- (4) サービス等利用計画案等の作成
- (ア) アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、自立支援法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間及び児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）を作成する。
- (イ) サービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等について、自立支援法第19条第1項に規定する介護給付費等及び児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案等の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。
- (ウ) サービス等利用計画案等を作成した際には、当該サービス等利用計画案等を利用者等に交付する。
- (5) サービス担当者会議の開催
- 支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整等を行うとともに、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、当該サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- (6) サービス等利用計画等の作成
- (ア) 前号の担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画案等の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。
- (イ) サービス等利用計画等を作成した際には、当該サービス等利用計画等を利用者等及び担当者に交付する。
- (7) モニタリングの実施
- (ア) サービス等利用計画等の作成後、サービス等利用計画等の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行う。

●基準第15条第2項第2号
●基準第15条第2項第3号

●基準第15条第2項第4号

●基準第15条第2項第5号

●児基準第15条第2項第6号
●者基準第15条第2項第7号

●児基準第15条第2項第7号
●者基準第15条第2項第8号

●児基準第15条第2項第8号
●者基準第15条第2項第10号

●児基準第15条第2項第9号
●者基準第15条第2項第11号

●児基準第15条第2項第10号
●基準第15条第2項第12号

●児基準第15条第2項第11号
●基準第15条第2項第13号

●児基準第15条第2項第12号
●基準第15条第2項第14号

●基準第15条第3項第1号

(イ) モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、自立支援法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間及び児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。

●基準第15条第3項第2号

(ウ) サービス等利用計画等の変更は、サービス等利用計画等の作成と同様の手順で行う。

●基準第15条第3項第3号

(8) 指定障害者支援施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報の提供等

●基準第15条第3項第4号

(ア) 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。

(イ) 指定障害者支援施設、指定障害児入所施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

●基準第15条第3項第5号

(9) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (8) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行う。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 法定代理受領の手続きによらない利用者等に対し指定計画相談支援等を提供した場合は、障害者総合支援法第51条の17第2項及び児童福祉法第24条の26第2項に規定する額の支払いを受けるものとする。

●基準第12条第1項

2 前項のほか、次条に定める通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収し、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

●基準第12条第2項

(1) 事業所から片道〇〇キロメートル未満 〇〇円

(2) 事業所から片道〇〇キロメートル以上 〇〇円

※交通費については、燃料代の実費相当額を設定し、通常の実施地域を越えてサービスを提供した場合、通常の実施地域を超えた部分の交通費のみ徴収

3 前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者等に対して交付するものとする。

●基準第12条第3項

4 第2項の交通費については、あらかじめ、利用者等に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

●基準第12条第4項

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、〇〇市の全域とする。

※原則市町村単位で記載する。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第9条 事業者において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

●主たる対象者を特定する場合には、障害の種類を記載

(1) 〇〇障害者

(2) 障害児

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

●基準第28条の2

●解釈通知第2の2(16)⑤

(1) 虐待の防止に関する担当者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果を従業者へ周知徹底

(苦情解決)

第11条 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

●基準第27条第1項

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。 ●基準第27条第2項
- 3 事業者は、提供した指定計画相談支援等に関し、障害者総合支援法第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 ●基準第27条第3項
- 4 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、障害者総合支援法第11条第2項及び児童福祉法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 ●基準第27条第4項
- 5 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、自立支援法第51条の2第2項及び児童福祉法第24条の3第4第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 ●基準第27条第5項
- 6 事業者は、都道府県知事又は市町村長から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告するものとする。 ●基準第27条第6項
- 7 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。 ●基準第27条第7項

（勤務体制の確保等）

- 第12条 事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業員の勤務の体制を整備するものとする。 ●基準第20条第1項
●基準第20条第3項
- (1) 採用時研修 採用後○か月以内
- (2) 継続研修 年○回
- 2 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。 ●基準第20条第4項

（秘密保持）

- 第13条 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。 ●基準第24条第1項
- 2 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。 ●基準第24条第2項
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならないものとする。 ●基準第24条第3項

（事故発生時の対応）

- 第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに○○県、支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 ●基準第28条第1項
●○○は、所在都道府県名を記載
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。 ●基準第28条第2項
- 3 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。 ●基準第28条第3項

（記録の整備）

第15条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。	●基準第30条第1項
2 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。	●基準第30条第2項
(業務継続計画の策定等)	
第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。	●基準第20条の2第1項
2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。	●基準第20条の2第2項
3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。	●基準第20条の2第3項
(その他運営に関する重要事項)	
第17条 事業者は地域生活支援拠点等として次の機能を担う。	●基準第19条第1項第8号
(1) 相談	●拠点等として担う機能を記載
(2) 地域の体制づくり	
2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は□□□と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。	●□□□は、法人名を記載
附 則	
この規程は、令和●●年●●月●●日から施行する。	

- ・「留意事項」欄の「基準」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）のことをいいます。
- ・「留意事項」欄の「者基準」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）のことをいいます。
- ・「留意事項」欄の「児基準」とは、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準平成24年3月13日厚生労働省令第29号）のことをいいます。
- ・この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載方法及び内容等については、各事業所の実情等に応じて作成してください。